加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市ごみステーション整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　町内会等　次のいずれかに該当する団体をいう。

ア　一定の地区において、自主的に個人又は世帯を構成主体として組織された団体で共通目標を有し、その団体の長が加古川市町内会連合会に属しているものをいう。

　　イ　アに定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体。

(2)　ごみステーション　市が収集するごみの集積所で、町内会等の構成員が使用かつ管理する集積場をいう。

　（補助対象事業）

第３条　補助金交付の対象となる事業は、補助対象基準表（別表第１）に定める事業とする。ただし、加古川市からこの要綱に基づく補助金及び既に廃止となった同様の要綱（別表第２）に基づく補助金を過去に受けたごみステーションについては、当該補助金を交付した日から起算して５年間は、補助金交付の対象としない。また、補助金以外の本市の補助を受けて実施する事業については、補助金交付の対象としない。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、ごみステーションごとに補助金交付基準表（別表第３）に基づいて算出した額とし、予算の範囲内で定める。

　（補助金交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする町内会等の代表者（以下「申請者」という。）は、ごみステーション整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に事業計画書、収支予算書、見積書及び事業施行前の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、ごみステーション整備事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第２号）により、その旨申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

（完了報告）

 第７条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業完了後、ごみステーション整備事業完了届出書（様式第３号）に収支決算書、事業にかかる領収書の写し及び事業完了後の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

 第８条　市長は、前条に規定するごみステーション整備事業完了届出書を受理したときは、当該届出に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、ごみステーション整備事業補助金確定通知書（様式第４号）により、その旨補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。

２ 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかにごみステーション整備事業補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消及び返還）

第10条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付の決定の内容を変更し又は既に補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽又は不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。

　(2)　補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(3)　補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

２ 市長は、取消及び返還命令をするときは、ごみステ－ション整備事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第６号）により通知する。

 （補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

別表第１（第３条関係）

補助対象基準表

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　対　象 | 補　助　対　象　外 |
| 1. 複数箇所のごみステーションを一箇所に統合、整備に係る事業費
2. ごみステーションの新設、改修に係る事業費
3. 啓発用等看板の設置、整備に係る事業費

（1）～(3)の事業費とは以下のものをいう・ごみステーション内の構築物（フェンス、囲い、地面の舗装等）の建築、製造、修繕、購入に係る費用（既存の物の撤去費用を含む）・ごみステーションに設置する消耗品・備品（ネット、ゴミ箱、倉庫等）の購入に係る費用 | 1. 用地取得費
2. 給排水工事

(3)　賃借料等 |

別表第２（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 　　　　　　 称 | 施行日 | 廃止日 |
| 平成３０年度加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱 | 平成30年4月1日 | 平成31年3月31日 |
| 平成３１年度加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱 | 平成31年4月1日 | 令和2年3月31日 |
| 加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 |

別表第３（第４条関係）

補助金交付基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 補　助　率 | 補助金交付限度額 |
| ごみステーションの整備に係る事業 | 補助対象基準表の補助対象(1)に係る事業については、 補助対象額の１／２補助対象基準表の補助対象(2)、(3)に係る事業については、補助対象額の1／３ | 補助対象基準表の補助対象(1)に係る事業については、算出した額が、200,000円を超える場合は200,000円とする。補助対象基準表の補助対象(2)(3)に係る事業については、算出した額が、100,000円を超える場合は100,000円とする。ただし、(1)と(3)の内容を同時に行った場合は(1)に係る一つの事業とみなし、(2)と(3)の内容を同時に行った場合は(2)に係る一つの事業とみなす。 |

 (注) 上記の規定により算出した補助金の額に 1,000円未満の端数がある

　　　ときは、その端数は切り捨てる。